



知っておきたい！

新型コロナウイルス感染症の労災認定について

新型コロナウイルス感染症における労災認定の取り扱いについては、新聞記事や厚生労働省のホームページなどでご存じかもしれませんが、今回、改めて確認してみたいと思います。

ご承知の通り、労災認定はその病気やケガが「業務中に起こったものか（業務遂行性）」と「業務に起因したものか（業務起因性）」の考え方にに基づきます。コロナ感染においても同様の考えに基づきますが、本感染症の特性を鑑みた取り扱いがされています。

厚生労働省の資料を基に、国内における労働者が感染した場合について、次の通り簡単にまとめてみました。

医療従事者等	医師、看護師、介護業務の従事者等は、業務外で感染したことが明らかな場合を除いて、原則、労災保険給付の対象となる。
医療従事者等以外の労働者	<p>I. 感染経路が特定されたもの 感染源が業務に内在していたことが明らかな場合、労災保険給付の対象となる。</p> <p>例) 建設作業員：作業車に同乗していた同僚の感染が判明。他の感染者とは接触しておらず、その同僚から感染したと認められた。</p> <p>II. 感染経路が特定されないもの 感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事していた場合、労災保険給付の対象となる。(※)</p> <p>① 複数の感染者が確認された労働環境下での業務 例) 品質管理業務：発症前14日間に職場の事務室で業務をしており、他に発症した労働者もその事務室を使用していた。私生活では感染リスクが非常に低い状況と認められた。</p> <p>② 顧客等と近接や接触の機会が多い労働環境下での業務 例) タクシー運転手：発症前14日間に日々10人以上の乗客（県外者含）を輸送・接客し、私生活では感染リスクが非常に低い状況と認められた。</p>

(※) 業務に起因するものか否かを、個々の事案に即して判断されます。

補足：コロナ感染による後遺症もその程度により労災保険給付の対象に含まれます。

労災認定は、労働基準監督署に労災保険給付の請求書を提出して初めて判断されるものです。労災保険給付の請求は、原則、本人が行うものですが、会社で対応してくれるケースもあります。逆に、会社の証明事項について「会社が証明してくれない。」という声も少なくありません。会社が対応してくれない場合は、労働基準監督署に相談しましょう。「監督署はちょっと…」という場合は、当相談室へご相談ください。

なお、コロナ感染がプライベートなものである場合、健康保険等から傷病手当金が受給できる可能性があることを最後に書き添えておきます。

(特定社会保険労務士 有田 成子)